

# 介護給付費通知書を確認しましょう

「介護給付費通知書」は、甲賀市が介護サービス事業者からの請求に基づき、あなたのサービス利用状況をお知らせする大切な通知です。この通知がお手元に届きましたら、ご自分が利用されたサービス内容や回数に間違いがないか確認しましょう。

## 1. まず、介護給付通知書の記載内容を確認しましょう。

サービス月	サービス事業所	サービス種類	サービス日数/回数	利用者負担額合計	サービス費用合計額
	①	②	③		

あなたが介護サービスを利用した年月です。

あなたが実際に介護サービスを受けた日数です。1日に複数回のサービスを受けている場合は、実際の日数より多くなる場合があります。

介護保険で介護費用として支払われた総額です。利用者負担額(1割)と保険負担額(9割)の合計です。

あなたが事業所に支払った金額です。(利用者負担額)介護報酬の1割の額です。  
※社会福祉法人等利用負担減額認定証をお持ちで介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護の各種サービスを利用されている場合は、減額後の利用負担額ではなく、サービス利用額の1割分が表示されています。

あなたに介護サービスを提供した事業所です。

介護保険の対象となっている介護サービスの種類です。(例) 訪問介護(ホームヘルプ) 通所介護(デイサービス)

領収書に記載されている金額を確認しましょう。

## 2. 「介護給付通知書」と「サービス利用票」「領収書」を見比べましょう。

提携時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	月間サービス計画及び実績の記録												合計					
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	28	29	30	31	合計
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	日	月	火	水	回数
	①	②	予定																	
			実績																	③

「サービス利用票」はひと月ごとにまとめた様式で、あなたが介護サービスを受けた「サービス内容」「サービス事業者」「月間サービス計画及び実績の記録」が記載されています。この「サービス利用票」と「介護給付費通知書」、事業所から発行された「領収書」を見比べて内容を確認しましょう。

「介護給付費通知書」の記載内容に、間違いやご不明な点があれば、介護福祉課にお問い合わせください。

【問い合わせ】 介護福祉課 ☎ 65-0698 FAX 63-4085

## 高額療養費の自己負担限度額

70歳以上 (老人保健制度対象者を除く)	一定以上所得者	一般	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰ
個人単位 (外来のみ)	40,200円	12,000円	8,000円	8,000円
世帯単位 (入院含む)	72,300円 医療費が361,500円を超えた場合はその超えた分の1%を加算「過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は40,200円」	40,200円	24,600円	15,000円

国保世帯全体	上位所得者	一般	低所得者(非課税)
1.自己負担限度額	139,800円 医療費が466,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	72,300円 医療費が241,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	35,400円
2.多数該当世帯 (4回目以降)	77,700円	40,200円	24,600円
3.世帯合算	21,000円	21,000円	21,000円
4.特定疾病(※)	10,000円	10,000円	10,000円

\*70歳以上の方で一定以上所得者であっても、国保世帯全体では一般世帯の場合もあります。  
\*70歳以上の方で一般であっても、国保世帯全体では上位所得者世帯の場合もあります。

【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 65-0688 FAX 63-4582

## ご存知ですか？

## 国民健康保険高額療養費制度

### 申請に必要なもの

- 医療機関の領収書
- 振込を希望する口座番号のわかるもの
- 認め印

1ヶ月に医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合には、自己負担の限度額を超えた金額については高額療養費として、国保が負担します。

高額療養費を受ける場合には、申請が必要となりますので、各支所総合窓口課で申請を行ってください。

詳しくは、市役所保険年金課または各支所総合窓口へおたずねください。